平成２７年（フ）第９７号
東京都八王子市松木14番地７ルネッサンス堀之内102号
破産者　湊　千加子（旧姓永井）
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１３０号
東京都西多摩郡奥多摩町氷川1423番地２
破産者　中山眞一郎
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２７号
福井市大森町第３号１番地39
破産者　ユナイテッドデザインラボラトリー株式会社
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
高知県安芸郡安田町大字安田127番地
破産者　丸共製材株式会社
1　決定年月日　平成27年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１８８９号
福岡市南区柏原６丁目55番３号
破産者　百冨　　洋
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９０４号
福岡県大野城市月の浦３丁目３番１―104号月の浦団地
破産者　岩田　千香（旧姓志賀）
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０１号
福岡市西区石丸４丁目７番37―1001号
破産者　岩田　和正
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０９号
福岡市中央区今川２丁目16番29号
破産者　山崎郁美子
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４９４号
福岡市中央区鳥飼１丁目８番13号
破産者　三島　雅弘
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６３４号
福岡県大野城市南ケ丘１丁目３番16号
破産者　秋山　大吉
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８号
福岡市南区弥永団地45番306号　市営弥永住宅45棟306号、住民票上の住所福岡市博多区千代３丁目19番１―406号
破産者　野村　和隆
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９号
福岡市南区弥永団地45番306号　市営弥永住宅45棟306号、住民票上の住所福岡市博多区千代３丁目19番１―406号
破産者　野村　麻衣
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２６３号
福岡市博多区山王１丁目14番４―201号
破産者　隈本　正喜
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１号
宮城県白石市福岡蔵本字六本松二番８番地７
破産者　佐竹　郁男
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第５号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字新地36番地
破産者　佐藤　吉雄
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１４号
埼玉県所沢市上新井５丁目８番地の14、破産手続開始決定時の住所群馬県富岡市下黒岩1836番地１
破産者　横山　克己
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２２６号
群馬県高崎市高関町389番地　エスポワール102号、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市上佐野町1038番地２
破産者　市川　邦一
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１５２８号
福岡市東区原田４丁目12番２―504号、前住所山口市駅通り１丁目７番11号
破産者　河村ちえ子
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７５４号
福岡市西区石丸２丁目24番１号
破産者　桑原　寛幸
1　決定年月日　平成27年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部